



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次(\*については県法規集掲載事項)

- 告示
  - 29 字の廃止の届出 (市町村課)
  - 30 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)
  - 31 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 ( " )
  - 32 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定 ( " )
  - 33 介護保険法による指定居宅サービス事業者の変更 ( " )
  - 34 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の変更 ( " )
  - 35 大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
  - 36 大規模小売店舗の新設の届出 ( " )
  - 37 道路の位置の指定 (都市政策課)
  - 38 都市計画事業の事業計画の変更認可 (住宅環境課)
  - 39 換地処分の完了 ( " )
  - 40 公有水面埋立ての免許 (管理整備課)
  - 41 公有水面埋立て免許の出願 (漁港課)
  - \*42 昭和57年和歌山県告示第917号(和歌山県指定金融機関の証紙売りさばき所の指定)の一部改正 (出納室)

## ○ 公安委員会告示

- 1 警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による審査の実施

## ○ 正誤

平成17年12月24日付け和歌山県報第1721号目次中

## 告 示

### 和歌山県告示第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、橋本市長から次のとおり字の廃止をする旨の届出があった。

この届出に係る字の廃止は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告の日からの翌日からその効力を生ずる。

平成18年1月13日

和歌山県知事 木村良樹

### 小字を廃止する区域

大字	小字	地番
隅田町垂井	死手谷	140-1、140-5、140-6、141-1、141-3、142-29、143-1、144-1、145-1、145-2
隅田町垂井	堂ノ本	163、164-1、164-2、164-3、164-4、165、166、168-1、168-2、169、171-1

上記の区域に隣接介在する道路である国有地の全部

地番については、平成17年7月15日現在の地番である。

### 和歌山県告示第30号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年1月13日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合 にあっては、 主たる事務所の所在地)	法人の場合 にあっては、 代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3070105147	株式会社聖和	和歌山市西浜932-4	坂本啓成	株式会社聖和訪問介護サービスとまと	和歌山市西浜932-4	訪問介護	平成18.1.1
3070105154	有限会社タッチ	和歌山市湊1丁目8-33	樋口雅敏	湊リハビリデイサービスひぐち	和歌山市湊1丁目8-13	通所介護	平成18.1.5
3070105162	株式会社しるばあはっぴい	和歌山市杭ノ瀬271-3	堀江松平	デイサービスセンターしるばあはっぴい道場町	和歌山市道場町7はっぴいビル2F	通所介護	平成18.1.5

3070104223	有限会社虹	和歌山市西小二里1丁目1-32号	宇田美智代	ケアセンター虹	和歌山市西小二里1丁目1-32号	福祉用具貸与	平成18.1.1
3070105170	有限会社ライフパートナー	和歌山市内原634-1	岩橋成行	ライフパートナー内原訪問介護	和歌山市内原634-1	訪問介護	平成18.1.1
3070105188	有限会社さくらケアセンター	和歌山市松ヶ丘3丁目2-18	濱口和	ケアセンターやわらぎ	和歌山市今福5丁目1-1	通所介護	平成18.1.1
3072300399	特定非営利活動法人助けあいセンターみかん	新宮市千穂3丁目4-24	池田保夫	NPO法人みかん	新宮市千穂3丁目4-24	訪問介護	平成18.1.1
3071201515	医療法人彌栄会	那賀郡岩出町中迫139	黒山哲彌	やよいケアステーション	那賀郡岩出町中迫380	訪問介護	平成18.1.1
3072400595	有限会社アクセス	西牟婁郡上富田町生馬1190-10	小川由合	ヘルパーステーションあやとり	西牟婁郡上富田町生馬1190-10	訪問介護	平成18.1.1
3061490110	有限会社岡正	海南市重根831	岡本正大	オスカーケアセンター	海南市重根831	訪問看護	平成18.1.1
3071400570	海南在宅福祉企業組合	海南市木津273	前田順司	ケアセンター和が家	海南市木津273	通所介護	平成18.1.1
3071000537	有限会社レッツ	橋本市隅田町河瀬419P & F タキナB102	杉山えり子	訪問介護ステーション杉の子	橋本市隅田町河瀬419P & F タキナB102	訪問介護	平成18.1.1
3071500304	有限会社健王	有田市宮崎町567	脇坂雄貴	デイサービスセンターほのぼの	有田市宮崎町567	通所介護	平成18.1.5
3072400603	有限会社まごころ	田辺市中辺路町栗栖川275-2	藤田さよ子	デイサービス“まごころ”の家	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2793-9	通所介護	平成18.1.1

## 和歌山県告示第31号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年1月13日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3070105121	株式会社聖和	和歌山市西浜932-4	坂本啓成	ケアプランオフィスとまと	和歌山市西浜932-4	居宅介護支援	平成18.1.1
3070105139	有限会社はびなす	和歌山市松江西1丁目3-11	西野悦治	居宅介護支援事業所はびなす	和歌山市松江西1丁目3-11	居宅介護支援	平成18.1.1
3070104157	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	寺田明彦	アイリスケアセンターのぶとき	和歌山市次郎丸80-3 パークハウスJ11F	居宅介護支援	平成18.1.1
3072500485	有限会社みはま介護センター	三重県南牟婁郡御浜町下市木3731-2	大久保和代	みはま居宅介護支援事業所	東牟婁郡串本町西向1480-56	居宅介護支援	平成18.1.1

## 和歌山県告示第32号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第46条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年1月13日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定期年月日
3062290071	有限会社榎本貴美代コーポレーション	田辺市稲成町411-2	榎本貴美代	スマイリング訪問看護ステーション	田辺市稲成町411-2	訪問看護・居宅介護支援	平成18.1.1
3061590026	有限会社真ごころ	有田市宮原町滝川原452	中谷勝万	真ごころ	有田市宮原町滝川原58-1	訪問看護・居宅介護支援	平成18.1.1

和歌山県告示第33号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定に基づく指定居宅サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

平成18年1月13日

和歌山県知事 木村良樹

変更事項	新	旧	変更があったサービス種類	変更年月日
事業所名称	アイリスケアセンター和歌山	アイリスケアセンターきのくに	福祉用具貸与	平成17.11.21
事業所住所	和歌山市手平5-1-15前田ビル1F	和歌山市美園町4-90山十ビル1F	福祉用具貸与	平成17.11.21

和歌山県告示第34号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条及び第82条の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第85条第2号の規定に基づき公示する。

平成18年1月13日

和歌山県知事 木村良樹

事業所の名称(変更があったサービス種類)	事業所の所在地		変更年月日
	新	旧	
医療法人慈愛会勝田胃腸内科外科医院(居宅介護支援)	那賀郡粉河町粉河2185	那賀郡粉河町粉河1916	平成14.8.27
訪問看護ステーション粉河(訪問看護)	那賀郡粉河町粉河2185	那賀郡粉河町粉河1916	平成14.8.27
済生会有田居宅介護支援事業所(居宅介護支援)	有田郡湯浅町吉川52-6	有田郡湯浅町吉川52-1	平成17.8.1
あけぼの在宅介護サービス(居宅介護支援)	田辺市下屋敷1-78	田辺市上の山2-12-48	平成17.8.20
和歌山生活協同組合(居宅介護支援、訪問介護)	和歌山市弘西571	和歌山市府中477-1	平成17.10.1

紀の国医療生活協同組合(訪問介護)	和歌山市新堀東2-2-2ほっと生活館しんぼり・紀の国ヘルパーステーション	和歌山市今福2-1-16 オレンジコップ今福診療所	平成17.10.1
福祉用具貸与事業所ウェイク(福祉用具貸与)	和歌山市吹上2-2-32 東洋ビル1階	和歌山市中之島1873	平成17.10.1
有限会社ほほえみ(訪問介護)	和歌山市梅原185-7	和歌山市向69-6コミュニティプラザ貴志207号室、208号室	平成17.10.17
訪問介護ステーション華(訪問介護)	和歌山市善明寺654-13	和歌山市木ノ本76-76	平成17.10.23
和歌山県看護協会居宅介護支援わかやま(居宅介護支援)	和歌山市関戸5-7-16	和歌山市西浜1014-27	平成17.11.1
和歌山県看護協会立訪問看護ステーションわかやま(訪問看護)	和歌山市関戸5-7-16	和歌山市西浜1014-27	平成17.11.1
特定非営利活動法人自立生活応援センターわかやま(訪問介護)	和歌山市太田47-7	和歌山市太田244KSTビル1FA号	平成17.11.1
和歌山ケアマネージャーの会訪問介護事業部カム(訪問介護)	和歌山市吹屋町4-9-1	和歌山市中之島1873	平成17.11.1
社会福祉法人新宮市社会福祉協議会熊野川ステーション(訪問介護)	新宮市熊野川町日足316-1	新宮市熊野川町日足656-1	平成17.11.1
訪問看護ステーションみつばち(訪問看護)	紀の川市桃山町最上81	和歌山市古屋95-3 メインストリート豊和205号	平成17.12.1

和歌山県告示第35号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年1月13日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンターオークワ南紀店  
和歌山県新宮市佐野三丁目11番19号
- 2 意見の概要  
特になし
- 3 意見の縦覧場所  
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
新宮市経済観光部商工観光課(和歌山県新宮市春日1-1)  
東牟婁振興局県民行政部地域行政課(和歌山県新宮市緑ヶ丘2丁目4-8)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成18年1月13日から平成18年2月13日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第36号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成18年1月13日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エバグリーン西庄店  
和歌山市西ノ庄東畑767番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本六夫  
大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社 廣基 代表取締役 廣岡聖司  
和歌山市元町奉行丁二丁目65番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成18年7月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 1,809㎡
- 6 駐車場の収容台数  
63台
- 7 駐輪場の収容台数  
34台
- 8 荷さばき施設の面積  
38㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
9㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午前0時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
3か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
平成17年12月26日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成18年1月13日から平成18年5月15日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第37号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年1月13日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定年月日	道路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2842	伊都郡高野口町大字名古曾字住貝232番1の一部、233番の一部、236番の一部	奈良県五條市田園2丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成17.12.28	4.00 ～ 5.00 5.00	89.78 7.00

代表者 和歌山県知事 木村良樹

2867	那賀郡岩出町大字相谷字高継571番1の一部、572番1の一部、574番の一部、里道、水路	那賀郡岩出町大字清水138番地井谷敷	平成17.12.28	6.00 6.00 5.00	41.40 60.55 12.40
2844	新宮市緑ヶ丘3丁目6509番1の一部、6512番2の一部	新宮市仲之町3丁目1番地の10岡崎和夫	平成18.1.4	4.00 4.00	23.27 16.75

和歌山県告示第38号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年1月13日

和歌山県知事 木村良樹

1 施行者の名称

橋本市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成15年和歌山県告示第895号橋本都市計画公園事業2・24号 隅田A3号公園

3 事業施行期間

自 平成15年7月18日  
至 平成20年3月31日

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし。
- (2) 使用の部分 なし。

和歌山県告示第39号

南海橋本林間田園都市第三-6地区土地区画整理事業について、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定による換地処分があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成18年1月13日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第40号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成18年1月13日

和歌山県知事 木村良樹  
和歌山下津港港湾管理者和歌山県

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 木村良樹

2 埋立区域

(1) 位置

ア 全体

和歌山市湊字青岸坪1337番1及び紀ノ川左岸背割堤の地先公有水面並びに同市久保丁四丁目3番から同市小野町三丁目51番に至る前面護岸の地先公有水面

イ 1工区

和歌山市湊字青岸坪1337番1及び紀ノ川左岸背割堤の地先公有水面

ウ 2工区

和歌山市久保丁四丁目3番から同市小野町三丁目51番に至る前面護岸の地先公有水面

(2) 区域

ア 全体

次の地点のうち、1の地点から5の地点を順次結んだ線、昭和54年9月3日付け和歌山県指令第299号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+2.10mにより決定)及び平成16年の秋分の満潮位(D.L.+1.63m)における公有水面と紀ノ川左岸背割堤との境界線により囲まれた区域並びに6の地点と7の地点とを結んだ線及び5の地点と6の地点を結ぶ平成16年の秋分の満潮位(D.L.+1.63m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院「青岸」三等三角点、和歌山県和歌山市湊1342番地)

北緯 34度13分19.3854秒

東経 135度 8分32.4431秒

- 1の地点 基点から 74度10分46秒 800.19mの地点
- 2の地点 1の地点から160度57分04秒 4.26mの地点
- 3の地点 2の地点から249度58分20秒 0.64mの地点
- 4の地点 3の地点から160度57分04秒 6.15mの地点
- 5の地点 4の地点から250度57分04秒 119.80mの地点
- 6の地点 基点から 61度30分52秒1,973.80mの地点
- 7の地点 6の地点から 25度41分13秒 177.30mの地点

イ 1工区

次の各地点を順次結んだ線、昭和54年9月3日付け和歌山県指令第299号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+2.10mにより決定)及び平成16

年の秋分の満潮位(D.L.+1.63m)における公有水面と紀ノ川左岸背割堤との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院「青岸」三等三角点、和歌山県和歌山市湊1342番地)

北緯 34度13分19.3854秒

東経 135度 8分32.4431秒

1の地点 基点から 74度10分46秒 800.19mの地点

2の地点 1の地点から160度57分04秒 4.26mの地点

3の地点 2の地点から249度58分20秒 0.64mの地点

4の地点 3の地点から160度57分04秒 6.15mの地点

5の地点 4の地点から250度57分04秒 119.80mの地点

ウ 2工区

次の各地点を順次結んだ線及び5の地点と6の地点を結ぶ平成16年の秋分の満潮位(D.L.+1.63m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院「青岸」三等三角点、和歌山県和歌山市湊1342番地)

北緯 34度13分19.3854秒

東経 135度 8分32.4431秒

6の地点 基点から 61度30分52秒 1,973.80mの地点

7の地点 6の地点から25度41分13秒 177.30mの地点

(3) 面積

ア 全体 1,874.50㎡

イ 1工区 1,198.99㎡

ウ 2工区 675.51㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

ア 全体

紀ノ川左岸背割堤の地内及び和歌山市湊字青岸坪1337番1、紀ノ川左岸背割堤の地先公有水面並びに同市久保丁四丁目3番から同市小野町三丁目51番に至る前面護岸の地内及び同地先公有水面

イ 1工区

紀ノ川左岸背割堤の地内及び和歌山市湊字青岸坪1337番1、紀ノ川左岸背割堤の地先公有水面

ウ 2工区

和歌山市久保丁四丁目3番から同市小野町三丁目51番に至る前面護岸の地内及び同地先公有水面

(2) 区域

ア 全体

次の各地点のうち、アの地点からキの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とキの地点を結んだ線により囲まれた区域並びにクの地点からサの地点までを順次に結んだ線及びクの地点とサの地点を結んだ線により

囲まれた区域

基点(国土地理院「青岸」三等三角点、和歌山県和歌山市湊1342番地)

北緯 34度13分19.3854秒

東経 135度 8分32.4431秒

アの地点 基点から 72度44分36秒849.33mの地点

イの地点 アの地点から160度57分04秒 70.38mの地点

ウの地点 イの地点から215度44分32秒102.64mの地点

エの地点 ウの地点から250度57分04秒 98.73mの地点

オの地点 エの地点から347度50分15秒107.31mの地点

カの地点 オの地点から348度01分09秒 16.82mの地点

キの地点 カの地点から 62度13分02秒 31.56mの地点

クの地点 基点から 61度51分43秒1,978.96mの地点

ケの地点 クの地点から299度28分32秒 67.54mの地点

コの地点 ケの地点から 25度31分01秒184.05mの地点

サの地点 コの地点から114度35分48秒 66.77mの地点

イ 1工区

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とキの地点を結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「青岸」三等三角点、和歌山県和歌山市湊1342番地)

北緯 34度13分19.3854秒

東経 135度 8分32.4431秒

アの地点 基点から 72度44分36秒849.33mの地点

イの地点 アの地点から160度57分04秒 70.38mの地点

ウの地点 イの地点から215度44分32秒102.64mの地点

エの地点 ウの地点から250度57分04秒 98.73mの地点

オの地点 エの地点から347度50分15秒107.31mの地点

カの地点 オの地点から348度01分09秒 16.82mの地点

キの地点 カの地点から 62度13分02秒 31.56mの地点

ウ 2工区

次の各地点を順次に結んだ線及びクの地点とサの地点を結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「青岸」三等三角点、和歌山県和歌山市湊1342番地)

北緯 34度13分19.3854秒

東経 135度 8分32.4431秒

クの地点 基点から 61度51分43秒1,978.96mの地点

ケの地点 クの地点から299度28分32秒 67.54mの地点

コの地点 ケの地点から 25度31分01秒184.05mの地点

サの地点 コの地点から114度35分48秒 66.77mの地点

(3) 面積

- ア 全体 32,471.59㎡
- イ 1工区 19,935.47㎡
- ウ 2工区 12,536.12㎡
- 4 埋立地の用途 ふ頭用地
- 5 公有水面埋立免許年月日 平成18年1月5日

和歌山県告示第41号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、同項に規定する書面及び関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港振興局漁港課、西牟婁振興局建設部田辺漁港事務所及びすさみ町役場において、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成18年1月13日

和歌山県知事 木村良樹

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 木村良樹

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県西牟婁郡すさみ町大字周参見字下モ山5370番地2並びに同所同字5370番地20の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から③の地点までを順次結んだ線、③の地点と①の地点を結ぶ平成16年の秋分の満潮位(D.L.+1.70メートル)における公有水面と下山防波堤との境界線、昭和41年5月6日付け和歌山県指令港第602号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+2.00メートルにより決定)、並びに平成15年2月14日付け和歌山県指令漁第484号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+1.84メートルにより決定)により囲まれた区域

- ①の地点 周参見港天神山下指向灯(北緯33度32分46秒、東経135度29分33秒)から175度50分10秒742.32メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から334度10分13秒20.00メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から244度10分13秒91.13メートルの地点

(3) 面積

3,250.46平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県西牟婁郡すさみ町大字周参見字下モ山5370番地2及び同所同字5370番地20の地内並びに同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及びりの地点とイの地点を結んだ線により囲まれた区域

- イの地点 周参見港天神山下指向灯(北緯33度32分46秒、東経135度29分33秒)から170度16分14秒735.82メートルの地点
- ロの地点 イの地点から334度10分11秒107.08メートルの地点
- ハの地点 ロの地点から244度10分13秒178.03メートルの地点
- ニの地点 ハの地点から141度52分26秒142.96メートルの地点
- ホの地点 ニの地点から65度58分01秒19.10メートルの地点
- ヘの地点 ホの地点から335度57分52秒6.05メートルの地点
- トの地点 ヘの地点から9度28分11秒23.82メートルの地点
- チの地点 トの地点から64度34分50秒13.26メートルの地点
- リの地点 チの地点から49度33分31秒31.49メートルの地点

(3) 面積

19,018.50平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

平成17年9月22日

和歌山県告示第42号

昭和57年和歌山県告示第917号(和歌山県指定金融機関の証紙売りさばき所の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年1月13日

和歌山県知事 木村良樹

表売りさばき所の欄中「那賀郡那賀町」を「紀の川市」に改める。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第1号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定する公安委員会が行う審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験が免除される者を対象とする審査を次のとおり実施する。

平成18年1月13日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 実施する審査の種別及び級

実施する審査の種別及び級については、次のとおりとする。

- (1) 空港保安警備業務に係る1級及び2級
- (2) 施設警備業務に係る1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務に係る1級及び2級
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級及び2級
- (5) 貴重品運搬警備業務に係る1級及び2級

2 審査申請受付期間及び審査開始日

審査申請受付期間	平成18年1月16日(月)から当分の間	土曜日、日曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く午前9時から午後5時45分までの間
審査開始日	平成18年2月13日(月)	

3 審査対象者

審査の対象者は、次の(1)又は(2)に該当する者とする。

- (1) 検定規則附則第3条に規定する廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」という。)に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在、当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上である者
- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在、当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習(旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上である者(前記(1)に掲げる者を除く。)

4 申請に必要な書類

審査申請に必要な書類等は、次のとおりとする。

- (1) 審査申請書 1部
- (2) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 一葉

- (3) 旧規則第8条の合格証の写し 1部
- (4) 上記3の(1)に該当する者は、警備業務従事証明書 1部
- (5) 上記3の(2)に該当する者は、指定講習講師従事証明書 1部
- (6) 申請者が所属していた警備業者が既に廃業しているなど、警備業務(指定講習講師)従事証明書を提出することができないことについてやむをえない事情がある場合には、当該事情を疎明するための誓約書及び履歴書 各1部
- (7) 代理人(申請者が属する警備業者の従業員に限る。)が申請を行う場合は、委任状 1部
- (8) その他

ア 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。) 1部

イ 和歌山県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所が和歌山県内にある者にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書) 1部

ウ 和歌山県内に住所を有し、かつ所属する営業所が和歌山県内にある警備員にあつては、上記ア又はイのいずれかの書面 1部

エ 和歌山県公安委員会交付の旧規則第8条の合格証の交付を受けている者にあつては、ア及びイの書面は不要

5 審査申請書提出先

審査申請書の提出先は、次の警察署とする。

- (1) 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所を管轄する警察署
- (2) 和歌山県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- (3) 和歌山県内に住所を有し、かつ、その者が属する営業所が和歌山県内にある者にあつては、住所を管轄する警察署又は、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- (4) 和歌山県公安委員会交付の旧規則第8条の合格証の交付を受けている者にあつては、和歌山県内の警察署

6 申請手数料

なし。

7 その他

検定合格者審査に合格した者には、審査申請書を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。

8 問い合わせ先



この件に関する問い合わせは、和歌山県警察本部生活安全企画課(電話073-423-0110(内線3027))又は最寄りの警察署生活安全(刑事)課まで行うこと。

正 誤

正 誤

平成17年12月27日付け和歌山県報第1721号目次中

ページ	段	行目	誤	正
1	左	上から12	事業振興課	事業進行課